

令和8年度山形市空き家バンク利活用推進補助金

空き家の利活用を促進するため、空き家バンクに登録された空き家に残存する家財道具の処分や清掃などに要する経費の補助金を、山形市の予算の範囲内で交付します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方（法人及び個人事業主を除く。）です。

- (1) 山形市空き家バンクに登録されている空き家の物件登録者の方
- (2) 登録物件に係る売買または賃貸借の契約が締結された場合を除き、少なくとも2年間継続して、山形市空き家バンクに物件を登録できる方
- (3) 山形市の市税の滞納がない方

2 補助対象経費

空き家の家財道具の処分や、清掃、樹木の伐採などの作業に要する次に掲げる経費とします。ただし、補助金の交付決定日より、前に支出した経費は、対象となりません。

- (1) 使用されず、残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の搬出および処分
 - ア ごみの処理手数料
 - イ 山形市一般廃棄物収集運搬許可業者の委託料など
 - ウ 特定家庭用機器（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機など）のリサイクル料金など
- (2) 清掃 ハウスクリーニング、排水管清掃の委託料など
- (3) 敷地内の樹木の伐採または除草、草刈等
- (4) その他市長が必要と認める作業（家財道具を自らが運搬する場合はトラックの賃借料など）

3 補助金の額

補助対象経費（消費税および地方消費税相当額を含む。）の2分の1以内（**上限額10万円**）とします。補助金は一つの登録物件に対し、令和8年度中一回限りの交付で、申請の先着順となります。なお、令和8年度以前に本補助金の交付を受けたとしても、申請することができます。

4 申請

山形市空き家バンク利活用推進補助金交付申請書（兼）同意書に必要事項を記載の上、次の書類を添付し、申請してください。

- (1) 補助対象経費に係る見積書または金額がわかる書類の写し
- (2) 補助対象事業に係る現況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



5 留意事項

補助金の交付決定後少なくとも2年の間に、山形市空き家バンクの物件登録を、交付決定者自身の理由で取り消した場合は、この補助金の交付決定を取り消すとともに、交付決定者に補助金の返還を求める場合があります。

★問合せ先・申請先★

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部住宅政策課（山形市役所9階）

電話 023-641-1212（内線470）